

第百三十二回 参議院文教委員会會議録第二号

平成七年二月二十八日(火曜日)
午後二時四十分開会

委員の異動

二月二十七日

森 暢子君

補欠選任
川橋 幸子君

二月二十八日

辞任
会田 長栄君

補欠選任
喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松浦 孝治君

委員

南野知恵子君
森山 眞弓君
会田 長栄君
及川 順郎君
井上 裕君
木宮 和彦君
田沢 智治君
上山 和人君
川橋 幸子君
喜岡 淳君
肥田美代子君
本岡 昭次君
北澤 俊美君
木庭健太郎君
林 寛子君
乾 晴美君
江本 孟紀君
橋本 敦君

衆議院議員

内閣委員長

田中 恒利君

内閣委員長代理

加藤 卓二君

内閣委員長代理

江田 五月君

内閣委員長代理

山元 勉君

国務大臣

五十嵐広三君

政府委員

内閣官房内閣内
政審議室長
兼内閣総理大臣
官房内政審議室
長

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

内閣総理大臣官
房参事官

本日

の会議に付した案件

○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告申し上げます。

まず、森暢子君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸子君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院内閣委員長田中恒利君から趣旨説明を聴取いたします。

田中君。
○衆議院議員(田中恒利君) ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説

明申し上げます。

我が国は四面を海に囲まれ、世界でも最も海の恩恵を受ける国の一つであることは国民の誰もが承知していることであります。我々は、古くから海に生活の多くを依存するとともに、海を交通の手段に活用して文化等の交流を図り、海と親しみながら今日の日本を築き上げてまいりました。地球上の七〇%を占める海は、まさに我々にとって母なる海なのであります。

さらに、海は環境を保全すること、海洋資源の開発は、人類のさらなる発展の礎ともなる重要なものであります。

本案は、このような観点から、海の恩恵に感謝し、海を大切にすることを目的に、既に海の記念日として長年にわたり国民に親しまれております七月二十日を海の日として国民の祝日に加えるとするものであります。

なお、この法律は、平成八年一月一日から施行することとしております。

本案は、衆議院内閣委員会において、委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松浦孝治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○南野知恵子君 自由民主党の南野知恵子でございます。

今、海の日を祝日とする提案がなされましたが、長年御努力された関係者の皆様方には心から敬意を表したいと思っております。

日本は海に囲まれた海洋国であり、ほとんどの国民が海に親しんで生きております。子供のころには、心の涵養や将来の夢、ロマンを海に語りかけ

てきました。また、我が国にとって、海の資源は日常生活、食生活には切っても切れない関係にござい

ます。さらに、古来より人の死と誕生は海の干潮、満潮によると言われたり、台風や地震と関連する津波など、海の異変の脅威などからは多くの生活の知恵を得ております。そして、今日の日本の繁栄は、他国との人的交流を含め、海上輸送を多く利用した結果とも考えられるなど、人生、生活との関係からも改めて海に対する認識を深めていく必要があると思

います。

私の経験からでございますが、奄美大島の県立病院に勤務しておりましたときに、太平洋上で操業中の青年が左手首をサメにかまれた事故が発生しました。救急出動の要請を受け、海上保安庁の船で出動し、甲板上での応急手術などの手当てをし、救命する機会がございましたが、船には病院機能は備えておりませんでした。また、近年の海難事故の増加や陸路の交通状態と今回の阪神・淡路島大災害などからの学びにより、海路による海の救急車、救命救急船や病院機能を持った病院船などの必要を感じました。

さらに、海水を利用できる消防船や海を真水化する機能を持った生活船とでも言うのでしょうか、このような船が日本の海洋上で活躍できることも期待したいと思っております。

また、事故のない安全な航海や海路輸送、海の環境保全と、海の日になみ日本を取り巻く海を海洋公園にしてはどうか。さらに、豊かな海の資源確保などの実現化に向けての開発を望むものであります。

さて、今回の審議に当たりまして幾つか御確認をさせていただきたいと思っております。質問は二問でございますが、初めの質問について三点お伺いいたします。

海の日七月二十日という御提案でございます

が、まず、国民的コンセンサスが得られているのでしょうか。二点目は、海の日を祝日とする意義についてでございます。三点目は、ほかに幾つかの祝日化の要望がございますが、海の日を優先する理由についてお尋ねいたします。

○衆議院議員(江田五月君) 委員が海に対して深く深い見識をお持ちになっておられることに心から敬意を表したいと思います。

質問三点にわたってということでございますが、国民的コンセンサスは得られているのか、これに対しては私も、一つは、七月二十日が海の記念日と昭和十六年に定められまして、戦後ずっと海事関係者によってこの日を海の記念日として海に対する啓発活動などを続けられてきたわけですね。そういう行事の積み重ねがあつて、これはやはり一つの国民的コンセンサスの中身になっておるだろう。

さらに、地方議会のほぼ七〇%、都道府県議会であればこれはもう全部といえますが、そういう地方の皆さん方の海の日制定を求める意見書の採択というのがある。あるいはまた、一千万人を超える人が海の日を制定してくれという署名をしておる。こういうことがあるし、さらに海事関係者の皆さんの大変な御要望とか、あるいはまた労働組合連合の皆さんの御要望とか、こういうものが多く寄せられているわけでございます。それでもなお海の日というの知らない人がたくさんいるじゃないかと言われますと、確かに知らない人もたくさんおられますが、今申し上げたような限度で一定の国民的コンセンサスができておると私も判断をしたわけでございます。

次に、海の日を祝日とする意義でございますが、これは先ほど衆議院内閣委員長の方から申し上げたとおり、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。海というのは日本にとって非常に重要なものでございまして、しかもその海の汚れが最近非常に目立つようなことになっているわけで、私も海というものを余りにも知らない過ぎるんじゃないかというそんな感じもするわけ

でございます。

例えばアメリカですと、自然の海岸に人工の手を入れて構造物をつくったときには、それと同じだけ自然の海岸の機能を果たせるものを別につくらなきゃならぬなどということが法律によって強制されているといった事態もあると聞き及んでおります。どうも日本というのは、もう海の恵みになれ過ぎていて海というものを余り皆考えない、そんな事態に立ち至っているわけで、この際、海というものを私も真剣に考えるという日を国民の祝日とすることは大変意義が深いと思っております。

第三点目として、ほかのものに対してなぜ海の日が真っ先に来るのか。これはやはり、例えば平和の日八月十五日であるとか、メーデー五月一日であるとか、ほかにもいろいろ御要望の日があるんですが、やはりここまで国民的に要望が高まってきたのは海の日をおいてほかにないんで、そういう意味から海の日がまず最初に組上った、こういう経過でございます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。次は、海の日が祝日化されますが、それと関連しまして学校教育とかかわり合いはどのようになるのでしょうか、御説明いただきたいと思っております。

○衆議院議員(江田五月君) これは、学校教育をつかさどる役所の皆さんとか学校現場の皆さんとかの声をそういう意味で殊さら聞いているわけじゃないので余り明確なお答えになるかどうかわかりませんが、全国的に見て七月二十日というのは、小中高等学校においては一学期の最終日、終業式、校長先生のお話を伺い、夏休み中の注意を聞き、さらに教室に戻って通知表をいただき、宿題をいただいて帰るという日ですから、それくらい行事はほかの方にちよつと移せば、そればかりキリキリと影響が出てくるということはないのではないかなと想像いたします。それを超えて、学校教育に支障が出るという方向ではなくて、逆に本心に教育的に意味があると

いうことで考えれば、子供も親もみんながそろって休めて、しかもまさに海がこれからというときにですね。これがもう少し進みますと、やれクラゲが出てくるとか、あるいは土用波が押し寄せるとか、こういうことになりまして、ちよつと七月二十日あたりですと親子で海に親しむ最もいい日にちに当たりますので、教育的には大変いい効果があるのではないかと愚考いたします。

○南野知恵子君 お話を伺いました。夏休みの前日でもございまして、海難事故など海水浴での事故がございまして、その点もオリエンテーションなどにお含めいただき、学生たちが一人も海難事故を起こさないような御注意も学校でよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○会田長栄君 社会党の会田でございます。衆議院の内閣委員長を初め、議員の皆さん御苦労さまです。

海の日を祝日したいという運動というのは三十五年目に入りました。ようやく実を結ぼうとしているわけでありまして。ただ、一つ私が気がかりだったのは、兵庫南部大地震があつて、港神戸、このことが気になっていたものから、きょう関係者の海員組合の皆さんにお聞きいたしました。あれだけ地震で苦労している方がたくさんいるのに国会では休みの日をつくらうと、こういうことではちよつと気が引けるものですからお聞きをいたしましたら、兵庫県、神戸の皆さんも大変この海の日を望んでいる、こういうことを聞きましてので気を楽にいたしました。以下、質問させていただきます。

まず第一点は、衆議院、参議院とも我が国の祝日法案を成立させる過程においては物すごく議論しているんですね、御承知のとおり。そして、祝日をつくるたびに、設置するためにあらゆる角度から検討していただいて、それこそ長時間かけて結論を出して法案にしたという経緯があるわけですから、その点につきまして、国民の祝日とは一九四五年以前の祝日と以後の祝日とに分けまし

て、どういう議論がされて祝日法というのが成立したかという経緯の特徴と、それから祝日の選定基準と言われているところの課題があるわけでありまして、その存在の有無などについて、衆議院の内閣委員会でも御議論になっていたのだと思います。それから、その特徴などひとつ簡潔に委員長から所見をいただきます。

○衆議院議員(田中恒利君) 今、会田先生の方から大変配慮に満ちた御質問をいただきました恐縮に思っております。

実は私どもの方も、こういうときに国民祝祭日ということはどうかという気持ちがありまして、先般、関係地区の行政機関、団体等の方々の意向を内々聞き取りに行っていたわけではございません。直接内閣委員会が行ったわけではございませんが、関係団体の皆さんが何人か現地へ参りました。そして、関係者の方といろいろお話をいたしましたところ、今、会田先生がおっしゃられたような御意見がほとんどございまして、これを機会に港神戸を中心に代表される海の周辺の皆さんを勇気づけていただきたい、そういう御返事の方が実は多かったわけでありまして、ある面では私も自信を持って震災の関係法案とともに参議院の方にお送りをして御審議いただくと、こういう経過になったこともあわせて御報告をしておきたいと思っております。

今、お話のありました点でございますが、これは御承知のように、昭和二十二年の末ごろから二十三年の初めにかけて、国民の祝日の制定をめぐっての議論が両院の文化委員会、参議院、衆議院それぞれ文化委員会、あるいは合同で何回かなされております。いわゆる戦前の天皇家を中心とした国民の祝日から、国民全体が参加をして新しい日本の国づくりを目指すための祝日はいかにあるべきか、こういう点につきまして主として議論がなされておったようであります。そして、御承知のように、二十三年の四月三日に衆議院の文化委員会に提案され、同日採決をされまして、四日には本会議で参議院に回つて、参

議院で同日委員会が成立させて、翌四月五日に参議院の本院で正式に決定された、こういう経過になっておられるわけですが、その間に約半年以上、一年近く大変活発な議論がなされております。

その中心点は、先ほど申し上げました新しい日本の国づくりのために一体どういう祝日が必要かということが一つ。それからいまだ一つは、国民が参加し、そして国民がともに喜ぶ、こういう二つの基本方針のもとに、例えば世論とか国際関係への配慮とか、従来の日本の美しい伝統というものをやはりある程度反映させる必要があるとか、月ごとに余り集中しないように配分が必要であるとか、あるいは社会教育上も意味があるものでなければいけないとか、特に文化的な面を配慮すべきであるとか、こういったような個別の一定の基準が、衆議院と参議院で多少表現上は違っておりまして、基本的には同じような考え方に立ちまして、基準が議論の中でどうもつくられておるようであります。

そういう基準に従って、当時は九つであったと思いますが、祝祭日が決められ、それからその後追加をされて現在に至っております、こういう経過になっておりますことを御報告しておきたいと思っております。

○会田長栄君 それでは、先ほどの質問と関連いたしますが、七月二十日というこの日程については、何といたしまして、運動を長年続けられてきた方々も、七月二十日ということには余りこだわらないと、何とかしてこの二十日を中心として海の行事をやる日にちをひとつ見つけて海の日を祝日としてもらいたいという御意見があったと私も聞いています。

これは七月二十日というところにこだわった、こだわったのかこだわらないのか聞かざるわかりませんが、これはこだわって二十日としたんですか。こだわらないで、その間、海の関連行事が三日、四日どの地域でもあるけれども、この日が一番いいだろうという最終的に結論を出したんですか。

ですか。端的に聞かせてください。

○衆議院議員(田中恒利君) 七月二十日が海の記念日として長い間国民の間に一定の定着をしてきておったわけですが、これを国民の祝祭日にしてほしいという国民の運動が一方では大きく起きております。

私もこの点についていろいろ議論をいたしました。祝祭日というのは六月、七月、八月がよいですね、これはゼロになっていないんです。だから、海ですからやはり夏を想定しますから、七月か八月か、特に七月がちょうどいいだろうと。そうなりますと、五十四年間国民の間に定着してきたこの七月二十日というのが最適である、こういう判断をいたしました。

同時に、このことについては国民の世論もまた支持しておると。我々がいたしております要請はほとんど七月二十日を海の日として決めてほしいと、こういう要望でございました。したがって、七月二十日を海の日としたい、こういうことでお願いをしております次第であります。

○会田長栄君 それとも一つ、先ほどの関連をいたしまして、江田理事さんの方から軽く、七月二十日、学校の問題と関係して答弁があったようでありまして、そんなに簡単ではないんじゃないかと私は学校のことを思います。七月二十日、終業日。終業日というのは、みんな集まれ、よし一学期の通信簿を渡すぞという単純なものでないですよ。そういう考え方を文教委員会に来てやられたんじゃないかと私は思っています。七月二十日、終業日。終業日というのは、みんな集まれ、よし一学期の通信簿を渡すぞという単純なものでないですよ。そういう考え方を文教委員会に来てやられたんじゃないかと私は思っています。七月二十日、終業日。終業日というのは、みんな集まれ、よし一学期の通信簿を渡すぞという単純なものでないですよ。そういう考え方を文教委員会に来てやられたんじゃないかと私は思っています。

したがって、内閣委員会での法案を成立させるときに、教育上のあり方として七月二十日というものが適切なかどうか、各都道府県教育委員会などでこれに柔軟に対応できて海の日記念行事に参加できるようにしていかなくてはならないというような議論も当然文部省を呼んで見解をお聞きしたと思うんですけれども、この点、山元理事さんどうですか。

○衆議院議員(山元勉君) 先ほどもありましたように、季節としてこれから海に親しむというシーズンに入る、いわゆる夏休みに入るシーズンでございます。私も、全国、夏休みが七月二十一日から入るところも二十四日から入るところもいろいろございます、そういうことについても議論をいたしました。おっしゃいますように、文部省からおいでをいただいておりますので、文部省から聞いていただいております。

結論的に申し上げますと、夏休みに入るときに家族そろって海や山に親しむこと、あるいはそういう環境について考えること、たくさんの方の教育の中身がある、一月余りにわたる長期な夏休みの間に、海や山について、自然や環境について勉強してほしい、そういう指導ができるいいチャンスになるということで私も議論をいたしました。

○会田長栄君 議論をしたそれはわかりました。文部省もその趣旨はよく理解をして今後対応していきたいということの御所見をいただいたんですかね。

○衆議院議員(山元勉君) はい。文部省としても、支障はない、あるいはそういう指導を行うということについてはお答えをいただきました。

○会田長栄君 それでは江田理事さんにお尋ねいたしますが、衆議院の内閣委員会での海の日を審議している際に、答弁の中で、七月二十日という日をめぐっていろいろ議論されたんでしよう、八月十五日を契機に生まれ変わったわけで、その八月十五日以前、とりわけ昭和十六年から昭和二十年までの戦争中にいろいろと戦意を鼓舞するために用いられた、そのことを殊さら取り上げて、この日をこういう忌まわしい日であるかのようなことを言っていたらほかになかなか日が見つからないという答弁があったと、こう読ませていただきました。そんなものですか。ちょっと所見を簡潔に聞かせてください。

○衆議院議員(江田五月君) これは、七月二十日を海の日ということである人々が行われていて、これは意義が高いのではないかと、その日を祝日にした方がいいのではないかと、いろいろ

なこれまでのマスコミの論調などいっぱいあるわけですね。ところが一方で、七月二十日というのは昭和十六年に次官会議で海の記念日と決められておる、それはなぜかという、明治時代に当時の明治天皇が民間の船で横浜に行幸から帰って来たその日を記念したもので、以来十六年から二十年にかけてこの日は戦意高揚のためのいろんな行事が行われておる、したがってこの日はいけないではないかという、そういう議論があったわけですね。

私は、それは確かに海の記念日の由来としてはそういうこともあったでしょう、海の記念日というものが戦争中そういうようなことで戦意を鼓舞する行事などが行われた日となっていたこともあるだろうと答えをしたわけです。しかし、私どもとしては、一九四五年の八月十五日、日本が戦争に負けた、ポツダム宣言を受諾した、そのことによって、日本はその日を境に戦前の大日本帝国から戦後の日本国というものに変ったんだ、こういう意味で生まれ変わったということを申し上げたわけでございます。

先生の質問をいただきました。私も憶えて、まあ憲法の典型的な教科書が法律学全集、有斐閣の「憲法」、清宮四郎さんの本などをめくって見たんです。いろいろ読んでもしょうがないですが、現行憲法の制定というのは明治憲法の改正手続によつて制定したというのには無理があるんだ、したがってこれはやはり八月革命とか一つのクーデターとかそういうように、現行憲法というのは明治憲法に基づいて制定されたのではなくて、国民が民主主義の原理によつて新たに認められた憲法制定権に基づいて代表者を通じて制定したんだ、したがってこの八月十五日、日本というのは変わったんだと、こういうことが憲法上の普通の考え方になっていくわけですね。

私なんかは、例えば天皇節とか紀元節とか明治節とか何かいろいろ言われてもさっぱりわからぬわけでございます。七月二十日の海の日は何の日かと聞かれますと、それは今はいろいろ聞いて

知っていますけれども、全然そんな実感も何もないので、実感が無い我々が悪いのか、それとも実感が無いのは当たり前なので、八月十五日に日本は生まれ変わったという方がいいのか。私は、生まれ変わったというものであって、あえてそこを戦前とのつながりをつけて、この日は天皇がどうした日だからいけないとか、あるいはこの日は天皇がこうしたというのを祝わないんだっという感じが、そういうふうにして言われますと、これは大変何かとまどいを感じる。

そうでない、私は十六年生まれですが、昭和十六年十二月八日生まれの人なんかは一体どうなるのかという感じもするんですね。あえてそういうことを殊さらに重箱の隅をはじるように出してきて、そして云々されるのは戦後の新生日本というものを誤解することになるのではないかと私は思っております。

○会田長栄君 過去の歩んできた歴史をちょっと確かめたからこういう答弁が出たんだと思うけれども、私は別に重箱の隅ではないと思いますよ。それだけ、私の意見を申し上げておきます。それは重箱の隅ではないですよ。これほど重みのある事実はないです。

最後に、加藤理事さんにお伺いします。祝日法が制定されようとしたときからの経過を考えると、どうも五月一日のメーデーと平和の記念日、こういったことについては当初から出ていたんですね。今回の場合は、それでは海の日とそういうものを関連させて一緒に祝日をふやそうかというふうな御意見はありませんでしたか。

○衆議院議員(加藤幸二君) 会田委員のおっしゃられるとおり、メーデーの日に関しては当然祝日に関して話がありました。それから、八月十五日の問題も当然論議の中に入っていました。しかし、先ほど各委員からお話のように、海の日が割合熱度が高いんだと、こういう解釈のもとに、メーデーを決して軽く見ているわけではなく、また八月十五日を決して粗末にするわけではなく、今回は海の日をぜひひとつ、

日本国民が海を忘れないようにしようじゃないかと、こういう気持ちを含めて海の日を制定をさせていただきまして、御理解をいただきたいと思っております。

○会田長栄君 終わります。ありがとうございます。

○木庭健太郎君 なぜ七月二十日なのかというのが今いろいろ論議をされてお聞きしておつたんですけれども、国民の皆さんに本当にわかっていただくとには、もう少し御説明をいただいた方がいいかなと思っております。

この日を決めるときに、例えばいろんな人の御意見では、勝海舟が威臨丸で米国に渡った日とか、南極観測船の「宗谷」ですが、あれが出航した日でもとか、さまざまな国民の御意見もあり、そういう御意見も聞いた上での方がいいのではないかと、この話を検討した上での七月二十日なのだろうとは思いますが、来年七月二十日というのが何曜日かという土曜日なんです。せつなく始めても土曜日と、週休二日制の企業が多いと思うけれども、あれ、始まったけれども休みと重なってわからないとかいうこともあるかもしれません。

それから、祝日の考え方の中にいろんな、その日を規定するの、それとも、もう一つの考え方として、例えば海の記念日があつて、その一週間なりに海の記念行事というのが行われるわけですよ。そうすると、ある意味では、そういう祝日そのものを定めるのではなく、例えば第何週の何曜日とかいうような、新たな祝日を決めるのであればそういう方法も考えられるのではないかと、思っています。そんな面もきつと御検討されたらどう思うと思います。そういう面を含めて、よりわかりやすく、なぜ七月二十日かという部分を御説明いただければ幸いです。まずこれをお願いしたいと思っております。

○衆議院議員(山元勉君) 先ほど来七月二十日の意味についてはそれぞれ申し上げておりますけれども、やはり長い間、五十年余にわたって海の記念日ということで定着をしてきた。海の関係者の皆さんは、戦前、戦中、戦後を通じてずっと大きな行事をして海に感謝をする、あるいは海を大事にするというふうな行事をしてこられました。そういう運動の定着の問題もありますし、四十七都道府県の全部の議会あるいは六七%の市町村の議会が意見書を採択していらっしゃるということ、私は、私どもは七月二十日ということを重ねるべきならぬというふうにもう一つは考えました。そして、曜日を祭日指定するというのは今までの議論は余りございませんでした。ですから、一面合理的な面もありますけれども、社会的なそういう合意ということでは大変難しいというふうに考えました。

そして、ちなみにそれはそれぞれ議論をしましたけれども、よく出ます勝海舟が威臨丸で米国に渡った日というのは万延時代ですけども、一月十三日なんです。一月十三日を海の日ということでは少し寒いということですし、お正月から十五日まで、十五日成人の日で祭日があるわけで余り適当ではない。

そして、「宗谷」が出航した日というのは十一月八日なんです。そうすると、これも寒い季節で海になかなかなじめない。海辺へ行つてということにはならないですし、十一月は、御案内のように、三日が文化の日でございます。二十三日が勤労感謝の日でございますから、この月に三つ祝日をとということにはならないということで、これは取り上げられないということで整理をいたしました。

○木庭健太郎君 もう一つは、やっぱり先ほどおっしゃったように六、七、八は休みがないです。それから、そういう面も多分一番大きな検討の課題の中で、やはり祝日というものは国民に、よりある意味ではそのときにあつた方が喜ばれるという方法もあるんじゃないか。

もう一つは、私は戦前のこの日の問題、江田さんいろいろお話しされましたけれども、それとやっぱ、これは国民の間で海の記念日ということとで本場に地方においてはいろんな行事が行われております。私もこの日を中心に参加していますし、私みたいな戦後世代にとってみれば、どうやって定められたか戦前のことは別として、本場に親しんで、夏だからやるのだからうぐいのこと、思っていた日にちでもございます。そういう方面、とにかく理解していただくために、我々もこの七月二十日ということについて、国民の皆さんによりわかりやすく御説明できるように、そういうことだけはしておかなくちゃいけない、そう思っております。

今提案者の方から、祝日というのは、おっしゃる通りに、日を決めてということをやつてきていると、そのことの御説明がありました。その問題等も含めて、総理府に、二問お尋ねをしておきたいんです。

一つは、土曜日が祝日と重なった場合の問題でございます。

四十八年に法律を改正されて、祝日が日曜日に当たる場合は翌日を休日するように定められて、これは定着もし、国民の皆さんにも非常に喜んでいただいている。それからもう一つは、日本人の働き過ぎの問題で諸外国からさまざまな批判がございましたから、そういう意味でもこの振りかえというのの一つの対外的にも効果があつたと思っております。

これをさらに、まだ週休二日制の問題は完璧な形にはなっておりませんけれども、この土曜日のようなものと重なったとき、これをどう考えるか。例えば、振りがえるというふうな問題についても、そろそろ、学校の週休二日制の問題もようやく月二回ということになってまいりましたし、そういう方向を受けながら、この辺の問題についても検討する時期に入っているのではないかと、思っておりますけれども、その辺のお考えについてお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(藤井威君) お話がありましたように、四十八年のこの祝日法の改正によりまして、

国民の祝日が日曜日に当たるときにはその翌日を休日とするというに法改正が行われました。これは議員提案の法改正でございました。

そのときの提案理由等を拝見いたしました。もととも祝日は、国民こそつて祝い、感謝し、記念する日として定められているわけですが、それを休日としているのは、それぞれの祝日の意義を考え、平常の勤務を離れて、それにふさわしい一日を過ごし得るようという趣旨であつて、議員提案では、これが日曜日に当たるときには、祝日、日曜日ともに、平常勤務を離れた日として確保しようとするためと、こういうふうな説明されております。

それで、今委員がおっしゃいました土曜日に重なつたときにご考慮かという点でございすが、委員も御指摘がございましたけれども、やはりこれは週休二日制との関係を考えざるを得ない。週休二日制が大企業あるいはそのその規模の企業ではだんだん普及いたしておりますけれども、日本国全体として見ますと、まだ必ずしも十分に普及していない、あるいはそう簡単に週休二日制を実現できないような状態の方々にたくさんいらつしやる、こういうふうなことを考えますと、もちろん検討の価値はあるでしようけれども、やはり慎重な検討が必要なんじゃないかなというふうな思つております。

○木庭健太郎君 もう一つですけれども、これは今アメリカでとられておりますいわゆる月曜日祝日法、アメリカではこれで今、年五日ですが、結局曜日指定するわけですから三連休をとれるような形になっております。

私がこの中でびつくりしたのは、初代大統領ワシントンの誕生日の二月二十三日ですが、これも何か二月の第三月曜日と、えらい大胆にやつてしまふなど。日本でもこまでもやるのはなかなか難しいだらうけれども、例えば体育の日とか文化の日とか、そういうものについてはこういう曜日指定の問題ですね、三連休の問題、いろんな問題、私どもの石田前総務庁長官も御提案をなさつておつ

たような経過もあり、検討すべきかどうかというところまで行つたように伺つておりますけれども、やはりこういう考え方も一つの大事な視点だと思つております。

こういうものについて、レジャーの問題、いろんな問題あります。それから、先ほどおっしゃつたように週休二日制がなかなか難しい中で、土曜日というのが無理であるならば、逆に言うところいうやり方一つの方で、こう考えますけれども、この点についても検討状況があるのかどうか伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(藤井威君) 委員ももう十分御承知のことでございますけれども、祝日法の体系が「国民こそつて祝い、感謝し、又は記念する日」ということで祝日を日で定めると。それぞれの日については、今、海の日で御議論をいたされているわけですが、社会的歴史の経緯、そういうものを踏まえて具体的な日を定める、こういう体系が基本になっておるわけでございます。

この国民の祝日の曜日指定化ということをするためには、個々の祝日の意義について検討をすることはもちろん必要でございますし、さらに社会経済に対する影響とか、先ほどちよつと私申し上げましたけれども、今委員も触れておられました方が、必ずしも週休二日制もまだ未実施な分野の方々も多い、あるいは農業従事者の方々の状況、こんなことを考えますと、祝日法の体系の基本を変えて一般的に祝日を曜日指定の体系に変えていくということには、やはり慎重にならざるを得ない。

個々の祝日法の中でそういうことが可能な日はあるかどうかということ、個別には検討は続けられておりますけれども、これもまた国民的合意の上で立つた結論が必要で、やはり我々としては慎重に検討せざるを得ない問題というふうな考えております。

○木庭健太郎君 こういうのは総理府じゃなくてこつちに聞かなくちゃいけない問題なんですよ

ね、本来は。でも、きょうはちよつと質問通告し

ておりましたので。ただ、やつぱり議員としてそういう一つの考え方を持つていかなくちゃいけないと思ひ、もう一つ、新たな祝日をつくるというときの、何とい

いますか、原理原則のような問題も今回そちらで彼此検討されたと思ひます。祝日そのもの、日本を見るときにやや多目ぐらいですかね、世界の中から見ると。米国で十日、英国で八日、フランスで十一日、イタリアで十日、ドイツで十二日、韓国が十七日とちよつと多いんですけども、日本が今十四日ですから少し多目になつてきています。そして、さらに祝日という意味でいろんな日にちも挙がつているのも事実でございます。

じゃ、そういう中でどういふものを原則としていくかというのが、これから本当に、総理府あたりはだとも祝日をふやされるのは嫌らしいですからね、もうこれ以上一日もふやしたくないとか言つておるらしいし、そういう話もあるそうでございす。でも、それは我々議員が決めていく問題でございますから、そういう意味で原理原則と

いうのをどのよう、今回の御検討の中でも検討されたことがあるならば、それについて御答弁をいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(山元勉君) 祝日のあり方については、先ほどもありましたように、昭和二十三年に新しい祝日法をつくるときに、十の基準、選定基準というのございました。私ども、今回ふやすことについていろいろ議論をいたしました。いわゆる歯どめというものについて議論をしておかなければいけないということでした。そして、五つの項目でそういう確認をいたしました。

一つは、憲法の精神に合致し、文化国家にふさわしく、国民生活のかかわりが深いこと。そういう日についてはふやす、新しくということについていいだらう。二番目には、国際関係に配慮すること。他の国が不快感を持つような祭日はだめだらう。それから三番目が、国民の幅広い要求があつて国民的合意が得られること。四番目が、各

月間の祝日の日数のバランスが著しく損なわれないこと。そして最後に、世界各国と比較して著しく多くならないこと。こういう五つの項目を立てまして、これからふやすときの一つの歯どめの考え方にしてはどうかということを確認いたしました。

そして、今外国の数字を挙げられましたけれども、私どもの持つてゐる数字とは随分と違ふんです。例えば、ドイツが十五日だとかあるいは韓国が十七日だとか、ベルギーが十四日だとか、多い国も世界各国ありまして、私どもは日本が突出するということにはならないという認識を持ちました。

以上です。

○木庭健太郎君 終わります。

○乾晴美君 新緑風会に所属しております民主改革連合の乾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどから七月二十日の海の日を祝日にするというところでございす。そのときに、皆さんのお答えの中には、国民的に要望が高まつているとか、または熱度が高いとか、定着してきたというようなか中で七月二十日を決めさせていただくということとです。

ちよつと先ほど江田提案者の方からは一千万人の署名をいただいたんだというように数字も挙げられておつしやうございましたけれども、私は、今回この質問があるということで、徳島のいろんな集会で海の日を知つていた人ということで相当たくさんいらつしやる中でお聞きしましたら、もうほとんど知らないというのが現状でございました。お年寄りのところに行きましたら一人か二人の手が挙がりました、ひよつとしたら七月二十日は海軍記念日だったかなんておつしやる方がいらして、いやいやそれは五月二十日ですよなんという訂正もありましたりして、それぐらいの程度です。今までも長いことやつておいでになつたものから、海軍に従事している方々の表彰をなさつたり、それから祭典とかいろいろイベントもやら

れたり、マリンスポーツ大会なんかイベントとしてはやられていたんだと思いますけれども、ほとんどの方が知っていないという現実もあるわけです。一千万人ということになりましたら、国民の十人に一人の御意見は聞いたということになりますわけですから、私アンケートされた覚えのないなんて思いながら、実はこの祝日が、今、木庭議員もおっしゃっていましたように、数が十三から十四になるということは、実は大変なことなんだろうなというふうに思うわけです。

それはメーデーを祝日化してくれということ、以前からずっとそういう議論があったと思います。メーデー祝日法案の審議過程をちょっと振り返って見ましたら、第二百二十回の国会で村山富市様外六名の方々が提案されているわけです。そして、それが継続審議ということで、九一年五月八日に継続審議になっているんです。その次に、百二十一国会でまた継続審議決定になる。また、百二十二国会でもなっているというところで、第二百二十三国会で初めて衆議院の内閣委員会、趣旨説明だけがなされたというふうな経緯もありまして、その次の百二十四国会でまた出てくる。それから百二十五国会でも出てくるわけですが、結局第二百二十六国会で継続手続をとらなかつたために廃案になっているという、メーデーについてはそういう経緯があるわけです。

このように、皆さんが何としても五月一日のメーデーを祝日ということをやっていたんですけれども、そのときの内閣官房長官の河野洋平さんの答弁をちょっと読ませていただきますと、五月一日以外にも環境の日、家庭の日、海の日、障害者の日、こういった日が要望として出てきております。そうした中で、基本的に十三日という祝日の数をふやすことがなまの議論をしなければなりませんということ、中小企業を初めとする方々の中から、なかなか休みをふやすということはできない、これまたそちらの方に対しても聞いてみなければなりませんということです。

そして、根本的に我が国がさらに休日をつやしていくということをするかというのはいかに議論しなきゃならない。特に国会においてもこうした議論が活発に行われることが必要だと、非常に一日ふやすということに関していろんなところに配慮しなきゃいけないし、もう大変なことなんです。また、我が会派の笹野貞子さんの質問に対しては、宮澤総理大臣の答弁でも、時間短縮というだけで祝日を決めるのではなくて、「国民こそつて祝い、感謝し、又は記念する日」ということが祝日法の趣旨でございまして、また現在、祝日の中に勤労感謝の日が定められているという等々がございまして、それらのことを考えながら慎重に検討する必要があると思っております。ふうなことで、どなたも非常に一日ふやすということに関して難色を示してきたわけなんです。

私は、海の日に対して、祝日にするのは反対ではあります。それは、やはり日本の国は四面が海に囲まれておりまして、特に私たちは、徳島県というのはいくつ国で、また周りが海に囲まれているところでありまして、海に対しては非常に恩恵もこうもつていますし、海に対する関心もありまして。しかし、海に対しては余りにも我々が知らなさ過ぎるということもあるだろうと思えます。

例えば、地球から月までの距離でいえば三十八万キロメートルもあるというのにもかかわらず、自分たちが住んでいる海の底のことについては、やと「しんかい六五〇〇」というのができて、この間一メートルまで行こうかというのにあわやというところで届かなかつたというところで、自分の地球の中のたった一メートルのところからわからない。しかし、宇宙の方はずっとと研究開発が進んでいるということからいっても、海に對しては関心を持ち、海のことを勉強していくという方がいいことだというふうに思っています。環境の問題でも、非常に海が汚れているという問題もありますから反対ではございませんが、今

後、先ほどから問題になっていますように、平和の日とかいろいろなほかの、環境の日だとかといったような制定とこの祝日にした絡みといましようか、そこら辺の議論はどうだったかということ再度聞かせていただきたいと思います。

○衆議院議員(江田五月君) 質問が多岐にわたっておられるわけですが、国民的コンセンサス、これは私は先ほど、長い行事の積み重ね、七〇%の地方議会の決議、意見書採択、それから一千万人を超える署名、その限度で国民的コンセンサスだと。しかし、知らない人もいっぱいいるし、海に對しての国民的認識がない、よつてと、そういうことになるので、国民みんなが海の日というのを知っているという、そういうところまで至っていないのが事実だと思っております。

そこで、衆議院の内閣委員会といたしましては、海事関係の皆さんの大変な御要望があつて、そしてそういう皆さんの御要望にこたえて、関係の議員の皆さんから議員立法をしようじゃないかという問題提起がなされた。しかし、そのままで議員提案の法律案が出されて、これを委員会審査をして賛否を決めていくということでは足りないんじゃないか。そうではなくて、内閣委員会として、これは内閣委員会がこういう議題をつくる、そういうことが合意できるのかどうかという発想で考えてみたかどうかというので、鋭意理事間で協議をし、理事全員の一致で内閣委員会の祝日法改正案を取りまとめるという動議をつくろうと、そういう発議に基づいて内閣委員会が結論を得、委員長提案として提案をさせていただきます。

そういう経過になっておりますので、国民的コンセンサスというのは、国会、内閣委員会の中の国民的コンセンサスをそういう形でつくつてきたということ御理解いただきたいんです。今後のことですが、しかし、いつまでもふやしていくのはいけません。したがって、今後、例えば憲法の精神のことであるとか、国際関係とか、国民的合意とか、あるいは各月間の祝日の日数のバランスとか、各国との比較とか、そういう

ものを十分考えながらやっていかなきゃいけないという、そういう一定の歯どめ論といえますか、こういう議論をいたしました。

あわせて、歯どめとなって今回のこれで打ちどめと、こうなりますと、今までのいろいろな議論をしている、例えば平和の日であるとかメーデーであるとか、その他いろいろありますが、これは一体どうなるのかということ、内閣委員会の理事の間では内々、平和の日については、これは各党とも一致でひとつ積極的に、祝日というわけにもちよつといかないでしょうが、八月十五日を休日とすることができるよう努力をしよう、こういうふうな合意ができておると、そういう経過でございます。

○乾晴美君 時間のようですから終わります。○橋本敦君 続いて、私からも質問をさせていただきます。

最初に、総理府に念のために伺っておきたいと思うんですが、国際的には、アースデー四月二十二日、あるいは国連の世界環境デー、こういった国際的な祝日というものもあるようですが、海の日というのは国際的にはそういったことになっているのかどうか。

それからもう一つは、国民的コンセンサスというところとの関係で念のために伺っておきたいんですが、総理府は各種の世論調査をこれまで行っておられました。例えば、祝日全般について調査をされたこともある、あるいは婦人の日とか家庭の日とか、こういったことで世論調査をされたこともあるようですが、海の日については世論調査をされたことがあるのかどうか。

以上二点、いかがでしょうか。○政府委員(藤井威君) はかの主要国でどんな祝日があるか、また国際的なそういう何とかなの目というふうなものについての調査は総理府でもやっております。ただ、海の日に該当する事例というのは承知しておりません。それから、世論調査については広報室が来ておりますのでお答えいたします。

○説明員(福井武弘君) 海に関する世論調査の実施をやったかどうかという御質問でございますけれども、私も過去に五本ほど調査をやっておりますけれども、海の日に関してはこれまで実施しておりません。

○橋本教君 以上のような状況のようですが、私も日本共産党としても、委員長から御提案がありましたが、四角を海に囲まれた我が国にとって、海を大事にし、海を環境を保全し、あるいは海洋資源の開発を適正に進める、そういったことも含めて、海を大切にする心を国民の間に育てるという意味で海の日をつくること自体は、私も決して反対ではございません。賛成でございます。ただ、この七月二十日がなぜその日でなくてはならぬのかという点について、私もとしてはやはり歴史的な経過もあり疑問を持たざるを得ないということです。

言うまでもありませんが、もともと海の記念日として七月二十日が制定されたのは、明治九年に明治天皇が東北を巡幸なさった後、汽船明治丸で函館を経て横浜に帰られた、その日だということが昭和十六年の海の記念日制定の一つの根拠になっておられるわけです。

昭和十六年といえ、言うまでもありませんが、まさに戦争激化の年でありました。そのときにこの海の記念日というところをつくった当時の歴史的事情というのをもう一度振り返って見ますと、例えば昭和十六年七月一日号の「海運」という雑誌がござりますが、ここで当時の通信大臣の村田省蔵さんが次のように言っておられる。

「此の度「海の記念日」が制定せられたことは、此に依りて国民の間に海軍思想を普及し海洋精神を昂揚するは固より、強國以来の大国たる海洋立国の本義を直截簡明に宣明するものとしてその意義海に深き」ということをおっしゃった上で、「こゝに於て、徹底的なる総力戦態勢の確立を必要とし、この態勢確立のためには固より諸多の施策が実現されねばならないが、とりわけ一億国民がこぞつて海洋に対する認識を深め、果敢なる海

洋進出を試み」。「皇運を扶翼し天業を恢弘し、皇恩の万分の一に報い奉ることが何より最も肝要である」。こういったことで「諸種の行事が取り行はれる筈である」というふうにおっしゃっているわけですね。

これはまさに当時の歴史的事情ですね。ですから、そういう意味ではまさに今日の、先ほども江田先生がおっしゃった、新しく生まれ変わった日本という立場に立つて、そして広く国民的コンセンサスを得て今日の日本にふさわしい海の日とするにはこの七月二十日ということではいいのだろうかという点は、やっぱり私は思い切つて新しい観点で見直す必要があった問題ではないかというふうに思っています。

先ほども御議論がありました、この祝日の基準の設定について昭和二十三年、私が今手元に持っております議事録によりますと、当時の参議院の文化委員会、今の文教委員会でございますが、その委員長報告で次のように言われております。祝祭日改正の件に關しまして調査の経過並びに結果については、第一は新憲法の精神にのっとり、これを挙げておられるわけであり、第二に、国民全体に於けるものを選び、第三に、世論を尊重する、こういったことをおっしゃっていましたが、特にここで山本委員長は、

第一の新憲法の精神に則するという事項は、すべての基準の中で最も重く考えたものでござい、ます。今までの祝祭日は、王政復古思想の盛んであります。明治六年に太政官で判定したものであります。それから、宮廷中心の祝祭日であり、併しながら今日では新憲法が公布され、主権が国民に移りました以上、祝祭日も亦国民の祝祭日でなければなりません。

こういうふうにおっしゃって、第一に新憲法の精神、そしてこれまでは皇室に關係があつたことがとらえられたが、そうでない観点でということをおっしゃっていますね。私は、これはやっぱり非

常に大事な観点だと思つて、いろいろ先ほど御

説明ございました、ほかの日についてはどうございまして。ございまして、なおかつこの七月二十日、これを海の日とするということについては、さらにもっと慎重な、本日に新憲法の精神と国民的コンセンサスが得られるような日を選定するように一段の努力をすべきではなかったかという思いを私としては消し去ることができませんが、この点について御見解を重ねてお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(加藤卓二君) 橋本委員のおっしゃられることを委員会の中でも随分議論されました。もちろん、問題提起された先生も大変熱心にその御意見を述べられました。

私たちが随分耳を傾けて聞きながら、海の日というのが戦後非常に長い間、皆さんの間でいろいろな行事をやつてきていたという一つの大きな実績、これを取り上げたい。江田先生がおっしゃっているように、この問題は戦前と戦後と新しい憲法で、新しい考え方であつていくということと御理解いただきたい。こういう形で、委員間でいろいろ話がございまして、その問題に關しては最後まで御了解はいただけなかったのかなど、こう思ひましたので、再度申し上げたいのでございます。

この七月二十日というのはごく私たち海に關係した人たちにとっては大変な日でございます、ヨットに乗る連中はやっぱりこの日は大事にしまして、航海をする、日本の国を離れる船員にとつても大事なお祭りの日でございます。いろいろな形で海運業を中心とする皆さんたちが、そういう形で海の日を大事にしてきたというその認識をこの際ひとつ大事にして、もし海の日をお許しいただけるならばこの日でもとめさせていただきます、こういう経過があつたことを御報告しながら御理解いただきたい、こう思います。

言葉が足りませんけれども、そういう経過で、国民が海を忘れては大変だと、こういう

気持ちから出ておりましたので、よろしく御願ひします。

○橋本教君 御趣旨は拝聴いたしました。

私としては、なお皆さんのおっしゃる新しい憲法のもとでの平和な日本の平和な海を願う日として、一層国民の皆さんの関心が高まることもそういう意味では期待しながら、質問の時間が来ましたので終わります。

反対討論のようなことを申し上げましたので、採決に当たつては討論いたしません。

○委員長(松浦孝治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、会田長栄君が委員を辞任され、その補欠として喜岡淳君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額

に関する請願(第一四四号)

第一四四号 平成七年二月二日受理

学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願

請願者 奈良市芝辻町一七ノ三六 高田順子 外四百二十四名

紹介議員 上山 和人君

国立大学の授業料はついに四十万円を超え、私立大学においては初年度納付金が平均で百万円を超えるようになっていて、大学の学費が学生生活や家計に与える影響は大きく、もはやまともに学生生活を送れないという事態が進行している。しかし、これだけ高い学費を払っているにもかかわらず、大学の事態は、教室の定員よりはるかに多くの学生が登録してまともに授業が受けられない、実験の時間に全く実験器具に触れられない、貴重な標本が廊下に野ざらしになっている、サークル棟は旧馬小屋や旧兵舎が利用されているといった状況である。また、耐久年数が数年のプレハブ校舎で二十数年間講義を行ってきた、ついに床が抜けて人が出るという事態や、大阪大学での爆発死亡事故なども起きている。このような事態は、千九百八十年代以降続いていた政府の大学関係予算の削減によって引き起こされたものである。ついで、大学の教育・研究機能の発展、学生生活の保障と充実、父母の負担の軽減のため、次の事項について実現を図りたい。

一、他の先進国並みに大学への予算を大幅に増額すること。国会決議に基づき、私学助成金の經常費五十%補助を早期に実現すること。
二、国公立大学の学費値上げを中止し、値下げすること。その後、国際的な流れである学費の無償化へ努力すること。

二月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と教育条件改善特別助成など私学助成の大幅増額

に関する請願(第一四〇号)

第一四〇号 平成七年二月六日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と教育条件改善特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 仙台市青葉区国見六ノ七八ノ一ノ一〇一 鈴木牧夫 外六百七十一名

紹介議員 萩野 浩基君

激しい受験競争、増える不登校・高校中退、様々の「教育荒廃」と言われる状況、教育費の父母負担増など、教育問題は大きな社会問題、国民全体の問題となっている。父母・県民・国民は、子供・教職員が人間的に触れ合い、すべての子供の個性と能力を全面的に伸ばすことのできる教育を切に求めている。豊かで行き届いた人間教育を進めるためには、小中高の三十五人以下学級を速やかに実現することが求められている。また、年々過重になる教育費の父母負担も深刻である。特に私立学校の学費は、父母にとつてもはや耐え難い額となっている。私学に対しては、国や県による經常費助成を増額するとともに、生徒の減少期には特別助成をしなければ成り立たないことも明らかである。ところが、平成六年度の政府予算で私立高校以下の国庫補助が二十五%も大幅に削減された。このことは私学助成制度を根幹から揺るがす重大問題であり、公教育への国の責任放棄と言つても過言ではない。公教育に教育条件を抜本的に改善し、父母負担の公私格差を是正するためにも、国庫補助二十五%削減を直ちに回復し、増額することが求められている。ついで、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、私学助成を増やすこと。
1 私学への經常費二分の一助成を早期に達成

させること。

2 生徒急減期の教育条件改善特別助成(公立並みに四十人から三十五人学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成)を実現すること。

3 施設設備助成を実現すること。
4 父母負担を軽減するための授業料一律助成を実現すること。

二、行き届いた教育を進めるために、小中高で三十五人以下学級を早期に実現すること。そのために教職員定数を増やすこと。
三、高校、大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。
四、高校以下の私立学校に対する国庫補助制度を堅持すること。

第一五七号 平成七年二月八日受理

いじめ問題解決のための施策の充実に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町高家四、三

四一 宮沢宗弘

紹介議員 村沢 牧君

文部省の平成五年度「生徒指導上の諸問題の現状」の調査のまとめによれば、「いじめ」の発生件数は減少傾向にある。しかし、電話相談等による「いじめ」相談件数は増加傾向にあり、その対応が難しいものになっている。特に、今回、愛知県において「いじめ」が原因と推定される自殺事件が発生し、全国的に大きな社会問題となっており、この問題は学校、家庭、社会が一体となって取り組まなければならない緊急の課題となっている。ついで、こうした状況を強く認識し、「いじめ」問題の解決に向けて積極的な施策を講ぜられた。

第一七四号 平成七年二月八日受理

いじめ問題解決のための施策の充実に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二 溝上正男

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第一八九号 平成七年二月九日受理

小・中・高校三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願

請願者 長野市県町五九三 中沢憲一 外九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

今、日本の教育は重大な危機に直面している。受験競争の激化、教育荒廃が深刻化する一方、「学校五日制」や「子どもの権利条約」が時代の潮流となる中で、これまでの「偏差値・管理教育」は根本的な見直しを迫られている。そして、すべての子供が自ら考え行動する力を身に付け、個性と能力を全面的に伸ばすことのできる教育が求められている。しかし、このような人間教育を進めるためには、現状のような過大大学級では大変無理があり、このことは既に欧米諸国で学級定員が二十五・三十五人となっているのを見ても明らかである。また、年々過重になる教育費負担も、父母・国民にとつて極めて深刻となっている。取り分け、私学の学費は、長期にわたる私学助成の抑制、削減によって高騰し、もはや父母負担の限度を超えている。さらに平成六年度予算で、私立高校等の国庫補助を二十五%も大幅に削減し、「私学助成制度」を根幹から揺るがしている。これらの問題を解決するには、欧米諸国並みの二十五・三十五人学級に近づけるための三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的改善を始めとする教育費の父母負担の軽減、障害児教育の充実などの教育条件を改善し、憲法・教育基本法が保障する教育の機会均等を実現することが必要である。一人一人の子供に行き届いた教育が保障されることは、父母・国民の切実な願いでもある。既に生徒急減期に入り、十年後には高校生がピーク時の三分の二に減少する。この急減期の今こそ、教育条件を改善し、子供たちが「ひとみ」を輝かせ、父母・国民が信頼を寄せることが出来る学校・教育環境

をつくる好機である。ついで、次の措置を採ら
れた。

一、教育予算を増額し、一層父母負担の軽減を図
ること。

1 小・中学校及び公立高校の三十五人以下学
級（職業科三十人、定時制二十人）を早期に
実現すること。

2 行き届いた教育を保障するために、すべて
の学校の教職員増を図ること。

3 平成六年度で削減された私立高校等への国
庫補助を復活し、私学助成を抜本的に改善す
ること。

(一) 経常費助成削減分を復活・増額し、授業
料の一律助成制度を確立すること。

(二) 生徒急減期特別助成を実現すること。

(1) 公立並みに四十人以下学級を可能にす
るための助成を行うこと。

(2) 専任教員の割合を公立並みに向上させ
るための助成を行うこと。

(3) 学級数の適正化・縮小に対する助成を
行うこと。

(四) 施設・設備助成制度を確立すること。

4 希望するすべての障害児に発達と障害に
応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実さ
せること。

5 専任司書教諭制度を確立すること。

6 学校事務職員・栄養職員を始めとする教職
員の給与と費に対する義務教育費国庫負担制度
を堅持すること。

二月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、いじめ問題解決のための施策の充実に
関する請願（第一九八号）

二、教育諸条件の改善に関する請願（第二〇九
号）（第二二三号）（第二二〇号）

一、私学助成に関する請願（第二二三号）
一、三十五人以下学級の実現、私学助成の拡充、
父母負担の軽減に関する請願（第二二四号）

一、教育費の父母負担軽減、教職員的大幅増
と行き届いた教育に関する請願（第二二五号）

第一九八号 平成七年二月十三日受理
いじめ問題解決のための施策の充実に
関する請願

請願者 長野県茅野市北山一、一九三
原文三

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第二〇九号 平成七年二月十三日受理
教育諸条件の改善に関する請願（五通）

請願者 奈良県香芝市白鳳台一ノ一三ノ八
川野勇外五千九百九十九名

紹介議員 谷畑 孝君
現在、月一回ではあるが「学校五日制」が行
われている。また、平成六年五月には「子
どもの権利条約」が発効した。これを機に、家
庭・地域・学校の役割を見直し、そのた
めにも、社会教育施設及び社会教育活動
への助成の拡大が望まれている。ついで
は、社会教育活動への助成・拡充を始め、
父母・市民・教職員の願いにこたえ、
子供が子供らしく生きていける環境づく
り、取り分け「完全学校五日制」の早期
実施を目指し、次の事項について実現を
図りたい。

一、すべての小・中学校で、三十五名学
級が早期に実現するよう努力すること。

二、地域子供会活動・PTA活動など社会
教育活動への助成を拡大すること。

三、多様化する小中学校教育の充実に
関する必要な教職員の数を増やすこと。

四、「義務教育費国庫負担法」を完全
に実施すること。

五、教科書無償配布を継続し、教育
予算を大幅に増額すること。

第二二三号 平成七年二月十四日受理
教育諸条件の改善に関する請願（六通）

請願者 大阪府八尾市安中町三ノ二ノ三
九ノ二〇三 渡辺三郎外七千九百
十九名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。

第二二〇号 平成七年二月十六日受理
教育諸条件の改善に関する請願（六通）

請願者 大阪府八尾市上尾町一ノ一五
岩崎和夫外七千九百九十九名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。

第二二三号 平成七年二月十六日受理
私学助成に関する請願

私学助成は国の重要な責務であり、私学
助成の充実は重点的に取り組まなければ
ならない施策である。今日、高等学校
への進学は事実上義務化の状況にあり、
国民は豊かな高校教育が行われること
をひとしく期待している。私立高校に
進学する生徒は、全国で六十万人（全
高校生の約三割）に達しており、公
教育を担う私立高校に対する国の
助成は極めて重要である。しかし例
えば、私立高校の入学時納付金は公
立高校の五・七倍となっており、公
立格差の是正、父母負担の軽減は、
多くの私学に子供を通わせる保護
者の願いである。教育条件にお
いても私立高校の学級編制の実情は、
公立が平成五年度より四十人学級
に移行したにもかかわらず、四十
五人から上限の五十人のままの学
校が多く存在している。また、公
立の標準定数法に基づく教職員の
定数に比べ私立高校の教職員の
数は、全国平均で約二十五%下
回っている。教員等の構成にお
いても講師が多く、専任教員の
増員が求められる。一方、高校
新卒者の十五・六%に当たる学
生が専修学校専門課程（専門学校）
に対する国の経常費助成は現在、
全く行われていない。多様な進路
の保障、そして公平な国費の配
分の上からも経常費助成の新設が
強く望まれている。また、我が
国高等教育の学生数の約八割を担
う私立大学の教育研究の画期的な
充実、激動する世界の中であつて
日本が高度な教育研究体制を確
立して、国際社会に貢献する上
で、優先的に講じなければならない
施策である。また、私立大学に
あつては学生一人当たりの教育
費の国費負担割合が、国立大学
の十二分の一であることを見て
も、国の助成拡充は極めて重要
である。ついで、豊かな私学教育
の実現のため、次の事項について
実現を図りたい。

一、私立学校での父母負担を軽減
するとともに、教育条件改善のため
私学助成を拡充すること。

1 高等学校生徒急減期を迎え、
私立高校の教育条件の維持向上と
学費負担の軽減に資するため、
私立高等学校等経常費助成費補助
の改善充実に努めること。

2 私立高等学校の教育条件の改
善を図り、公私間格差の是正のため
四十人学級等の実現のため特別補
助の措置を講ずること。

3 過疎地の私立高校に対する特
別補助を今後とも継続し、その充
実に努めること。

4 私立学校に対する教育施設費
補助の充実に努めること。

5 私立大学等の教育研究のより
一層の充実と学費負担の軽減に資
するため、今後ともその経常的経
費及び教育研究装置等の補助の充
実に努めること。

6 私立専修学校教育の振興を図
るため、教育装置等の補助のほか、
経常経費補助の措置を講ずること。

第二二四号 平成七年二月十六日受理
三十五人以下学級の実現、私学助
成の拡充、父母負担の軽減に関する
請願

請願者 奈良県橿原市中曾司町六
九五 高井国広外九百九十九名

紹介議員 西川 潔君

九

憲法・教育基本法や「子どもの権利条約」に基づいて一人一人の子供たちに確かな学力を保障し、希望をはぐくむ教育を実現することは、父母・教職員・国民にとって切実な願いであり、学校・学級規模の縮小や教育費父母負担の軽減など教育条件の改善は、今や国民的な声となつてゐる。これにこたえることは、教育基本法に定められた教育行政の責任であり、生徒減少期の今こそ、これらの施策実行の好機である。戦後最大の不況が高校生や父母・教職員を不安に駆り立ててゐる下で、国の政策の在り方が問われている。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、一人一人を大切にする教育を実現するため教育予算を増額すること。

二、私学助成を大幅に増額すること。

1 私立高校生への授業料・入学金補助を実施すること。

2 私立高校の三十五人以下学級の早期実現、父母負担軽減のため、経常費助成を大幅に増額すること。差し当たり、四十人を超える学級を無くするため特別助成を実施すること。

3 私立高校の老朽校舎建て替え等に対し、施設・設備費補助を実施すること。

三、全日制高校進学率を高めるとともに、公立高校の三十五人（工・農等三十人、定時制二十人）以下学級を早期に実現すること。

四、公立小・中学校の三十五人学級を早期に実現するとともに、三十人学級とするための計画を立てること。

五、ゆとりある教育で確かな学力を保障するため、教職員を増やすこと。

六、父母負担を軽減するとともに、「子どもの権利条約」第二十八条に基づき教育費無償化の計画を立てること。

第二二五号 平成七年二月十六日受理
教育費の父母負担軽減、教職員的大幅増など行き届いた教育に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市寝屋七二八ノ二ノ

八一七 山本靖子外六百六十七名
紹介議員 西川 潔君

国会で承認し、平成六年五月二十二日に発効した「子どもの権利条約」は、子供たちに「最善のもの」を用意することを求めている。しかし、世界一とも言われる高い教育費の父母負担や、激しい受験競争、一クラス四十人という学級規模を始めとする貧しい教育条件など、子供たちを取り巻く現状は極めて厳しいものとなつてゐる。今、政府・文部省のやるべきことは、家計を大きく圧迫している教育費の父母負担を軽減すること、希望者全員に高校教育を保障するなど受験競争を和らげる手立てを探ること、一クラスの子供の人数を三十人以下に引き下げるなどである。また、教職員定数を大幅に増やすことは、教職員の多忙化を解消し、行き届いた教育のために不可欠の条件になつてゐる。児童・生徒減少期の今こそ、これらの施策を実行する好機である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、高くなるばかりの教育費の父母負担を大幅に減らし、公立・私立の別無く教育費の無償化計画をつくり、実施すること。

1 小・中学校の教材費は、完全に無償とする

こと。

2 高校の授業料・入学金は、廃止すること。

3 削減された私学助成を復活し、大幅に増額すること。

4 教育費減税の新設や奨学金制度の抜本的な拡充を行うこと。

二、高校を準義務教育と位置付け、希望するすべての子供に高校教育を保障できるよう、措置すること。

三、行き届いた教育を進めるため、小・中・高校の教職員定数を改正すること。

1 子供の実情が分かり心の通ひ合った指導ができるよう、学級の人数を三十人以下とすること。

時間数を減らすこと。
3 教職員が出張・研修・病欠などで学校不在になつても、授業が自習にならないよう、教職員の配置を合理的な出勤率を基準としたものに改善すること。
四、大阪の教職員の年齢構成は、人口の急増・急減を反映し、著しく不均衡を生じ、教育活動にも支障を来しているため、年齢構成の不均衡是正のための教職員増を行うこと。
五、義務教育費国庫負担制度を堅持し、削減された教材費・旅費を復活すること。
六、養護学校を建設すること。また、障害児学校教職員定数を策定し、抜本的に教職員増を行うこと。

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆）（第百三十一回国会提出、衆議院継続審査）

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。
第二条このものの日の項の次に次のように加える。

海の日 七月二十日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

附則
この法律は、平成八年一月一日から施行する。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表静岡大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改め、同表和歌山大学の項中「経済情報学部」を「経済学部」に改め、同表島根大学の項中「経済学部」を「システム工学部」に改め、同表島根大学の項中「理学部」を「総合理工学部」に改め、同表島根大学の項中「農学部」を「生物資源科学部」に改める。

第三条の四第二項の表金沢大学医療技術短期大学部の項、静岡大学法経短期大学部の項及び香川大学商業短期大学部の項を削る。

附則第三項中「一万九千九百十五人」を「一万九千九百三十三人」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の改正規定 平成七年四月一日
二 第三条第一項の表の改正規定及び次項の規定 平成七年十月一日

三 第三条の四第二項の表の改正規定（金沢大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く。）及び附則第三項の規定 平成十年四月一日

四 第三条の四第二項の表の改正規定のうち金沢大学医療技術短期大学部の項を削る部分及び附則第四項の規定 平成十一年四月一日

（島根大学の理学部及び農学部の存続に関する経過措置）
2 島根大学の理学部及び農学部は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年九月

三十日に当該学部^ニに在学する者が当該学部^ニに在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
(静岡大学法経短期大学部及び香川大学商業短期大学部の存続に関する経過措置)

3 静岡大学法経短期大学部及び香川大学商業短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
(金沢大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

4 金沢大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

第一号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 四 終 六 かわり
ハイスクール ハイスクール

平成七年三月八日印刷

平成七年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局